

## 5 決議の瑕疵

決議が有効か否かは会社・株主・取締役等多数の者の利害に影響を与えるため、瑕疵の主張ができるだけ制限し、法律関係を画一的に確定することが望ましい。

そこで、決議取消しの訴え（831条）と決議不存在・無効確認の訴え（830条）という制度が設けられている。

### (1) 決議取消しの訴え

#### ア 訴訟要件

提訴権者は、原則として株主・取締役・監査役・執行役・清算人に限られ、提訴期間は決議の日から3か月以内に限られる（831条1項）。提訴期間を限定した趣旨は、決議の早期確定によって法的安定性を確保する点にある。

#### イ 取消事由

①招集手続または決議方法が法令・定款に違反したは著しく不公正な場合、②決議内容が定款に違反する場合、③特別利害関係人が議決権を行使した結果著しく不当な決議がなされた場合、決議の取消事由になる（831条1項各号）。

①の例としては、招集通知漏れや招集通知期間の不足（招集手続の法令違反）、定足数不足でなされた決議（決議方法の法令違反）、株主が事実上参加できない時間・場所で株主総会を開催する場合（招集手続が著しく不公正な場合）が挙げられる。

②の例としては、定款上、取締役の員数の上限が規定されている会社において、その上限を超えて取締役選任決議を行った場合が挙げられる。

なお、③については、特別利害関係人の議決権行使を一般的に否定するのではなく、議決権行使により著しく不当な決議が成立した場合にのみ決議取消事由となる点は注意を要する。

また、株主は自己に対する株主総会招集手続に瑕疵がなくとも、他の株主に対する招集手続に瑕疵がある場合には、決議取消しの訴えを提起することができる（最判昭42.9.8）。

#### ウ 訴えの利益

訴えの利益とは、決議を取り消すだけの必要性と実効性をいう。決議の取消しの訴えは形成の訴えである。よって、法定の要件がされる限り、訴えの利益が認められるのが原則である。

例外的に、決議後の事情の変化により形成判決をする実益がなくなり、訴えの利益を欠く場合がある。判例は、役員選任の総会決議取消しの訴えの係属中、選任された役員がすべて任期満了により退任し、その後の総会決議で役員が新たに選任されたときは、特別の事情がない限り、決議取消しの訴えの利益を欠く、としている（最判昭45.4.2）。



#### 決議取消しの訴えについて

提訴期間を限定した上記趣旨から、提訴期間を経過した後に取消事由を追加することは許されません（最判昭51.12.24）。

これに対し、決議取消事由を無効事由として主張して、株主総会決議無効確認の訴えを取消しの訴えの提訴期間内に提起していた場合、提訴期間経過後に決議取消しの主張をなすことは認められます（最判昭54.11.16）。



#### 否決の決議の取消しについて

判例（最判平28.3.4）は、「ある議案を否決する株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることはないし、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないから、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法である」と判示し、却下判決を下した原審の判断を支持しました。

## 工 裁量棄却

決議取消しの訴えの提起があった場合において、株主総会等の招集の手続または決議の方法が法令または定款に違反するときであっても、裁判所は、①その違反する事実が重大でなく、かつ、②決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、請求を棄却することができる（裁量棄却／831条2項）。

## 才 判決の効力

取消しの訴えに係る請求を認容する判決の効力は第三者にも及び（対世効／838条）、遡及効もある（839条反対解釈）。

### （2）決議不存在・無効確認の訴え

決議が存在しない場合または決議の内容が法令に違反する場合には、不存在または無効の確認を求める正当な利益がある限り、誰でも、いつでも、決議不存在確認の訴えまたは決議無効確認の訴えを提起することができる（830条）。

もとより、これらの場合には、確認判決が確定する前から決議は当然に不存在または無効であり、訴えによらなくても不存在または無効を主張することができると解されている。

### 〔決議の瑕疵を争う訴えのまとめ〕

	事由	提訴権者	提訴期間	効果等
決議取消しの訴え	①招集手続または決議方法が法令・定款に違反しまたは著しく不公正なとき、②決議内容が定款に違反するとき、③特別利害関係人が議決権を行使した結果著しく不当な決議がなされたとき	原則として株主・取締役・監査役・執行役・清算人に限られる	決議の日から3か月以内	・一定の場合は裁量棄却（831条2項） ・対世効（838条） ・遡及効（839条反対解釈）
確認の訴え	決議が存在しない場合 ④招集権者でない者が招集した場合、招集通知もが著しい場合	制限なし※	制限なし	・対世効（838条） ・確認判決が確定する前から決議は当然に不存在
訴え	決議の内容が法令に違反する場合 ⑤欠格事由に該当する取締役を選任する決議を行った場合	制限なし※	制限なし	・対世効（838条） ・確認判決が確定する前から決議は当然に無効

※ 確認の利益は必要である。

## CHECK

裁量棄却（831条2項）について

裁量棄却があり得るのは、招集手続または決議方法が法令・定款に違反したときに限られます。

決議の内容に瑕疵がなく、かつ、手続的瑕疵が決議に影響を及ぼさないものである場合（④一部の株主への招集通知が、1日法定の期限に遅れて発せられたが、結局、全株主が総会に参加し議決権を行使できたような場合）は、当該決議を取り消して正しい手続のもとで決議をやり直させたとしても同じ結果となり、費用・労力の無駄になります。

そこで、少なくとも違反の事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさない場合に限って、裁判所の判断で棄却できるものとしたのです。

## CHECK

「決議不存在」とは

総会を開催した事実や決議をした事実がまったくないことをいいます。

例えば、代表取締役が招集したのではない場合（最判平2.4.17）、招集通知もが著しい場合（最判昭33.10.3）や、取締役会設置会社において平取締役が取締役会決議に基づかないで株主総会を招集した場合（最判昭45.8.2）があります。

## CHECK

「決議の内容が法令に違反する」とは

「決議の内容が法令に違反する」場合には、①欠格事由のある者を取締役に選任する決議（331条1項参照）、②株主平等原則に違反する決議（109条1項参照）、③違法な内容の計算書類の承認決議（438条2項参照）があります。